

別表第1 (第4条関係)

補助事業者	対象事業	補助要件	補助対象経費		補助率及び補助限度額	
1 第3条第1号に規定する法人 2 第3条第2号に規定する法人 3 第3条第3号に規定する任意団体	トイレカー、トイレトレイラー	<p>(共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震対策課と事前に協議を行い、平時利用時に、県民に対して災害用備蓄の必要性等の啓発につながるカーラッピング(外装デザイン)とすること。 ・国土交通省が定める「快適トイレ」(https://www.mlit.go.jp/tec/kankyouseibi.html) 標準仕様の11項目に適合すること。 ・バリアフリーに配慮し、可能な限り段差の無い仕様であるほか、手すり等が設置されていること。 <p>(トイレカー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個室の洋式便座を2基以上を設置すること。 <p>(トイレトレーラー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個室の洋式便座を3基以上、もしくはバリアフリートイレ1室を設置すること。 ・牽引自動車の購入経費は補助対象外とする。 <p>※バリアフリートイレの場合は、手動車いす、電動車いすの方に対応した室内空間を確保するとともに入口にスロープを設置し、ノンステップでトイレに入れるようにすること。</p> <p>また、下記の設備を設置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納式多目的シート ・大型の投入口付きゴミ箱 ・カーテン 	車両	<p>車両本体</p> <p>※下記費用は除く</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動車重量税、自動車税・軽自動車税(環境性能割)、自動車税・軽自動車税(種別割) 2 自賠責保険料、任意の自動車保険料 3 車庫証明に係る経費 4 検査登録に係る経費 5 自動車リサイクル料 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率：定額 ・補助限度額：700万円 	
			付属品	<ul style="list-style-type: none"> ・カーナビゲーション ・ETC車載器 ・バックモニター ・ドライブレコーダー 		
			カーラッピング	<p>両側面及び後方に「高知県」「トイレカー」を明記し、啓発につながる外装デザインに要する経費</p>		
			トイレ	(必須項目) 快適トイレ標準仕様11項目等		<p>【快適トイレ標準仕様11項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 洋式(洋風)便座 2 水洗及び簡易水洗(し尿処理装置を含む) 3 臭い逆流防止機能(フラッパー機能) 4 容易に開かない施設機能(二重ロック等) ※二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの 5 照明設備(電源がなくても良いもの) 6 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚(耐荷重5kg以上) 7 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 8 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 9 サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置) 10 鏡と手洗器 11 便座除菌クリーナー等の衛生用品 <p>【その他】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 冷暖房機器(エアコン等) 2 室内のバリアフリー設備(可能な限り段差無し、手すり等の設置)
				(任意項目) 快適トイレ推奨仕様6項目等		<p>【快適トイレ推奨仕様6項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 便房内寸法900×900mm以上(面積ではない) 2 擬音装置(機能を含む) 3 着替え台 4 臭気対策(フラッパー)機能の多重化 5 窓など室内温度の調整が可能な設備 6 小物置き場(トイレトベーパー予備置き場等) <p>【その他】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 温水洗浄機能 2 電源設備(発電機、バッテリー、太陽光パネル等) 3 外部電源入力口 4 コンセント 5 温暖便座機能 6 室内以外のバリアフリー設備 7 災害時の生活環境の改善及び向上に資する装備
	キッチンカー、キッチントレイラー	<p>(共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震対策課と事前に協議を行い、平時利用時に、県民に対して災害用備蓄の必要性等の啓発につながるカーラッピング(外装デザイン)とすること。 ・温冷環境に配慮して食事を提供するための環境が整備されていること(季節に適した食事提供ができること)。 ・副食及び汁物の2品以上を同時に調理できる仕様とすること。 <p>(キッチントレーラー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牽引自動車の購入経費は補助対象外とする。 	車両	<p>車両本体の購入経費</p> <p>※下記費用は除く</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動車重量税、自動車税・軽自動車税(環境性能割)、自動車税・軽自動車税(種別割) 2 自賠責保険料、任意の自動車保険料 3 車庫証明に係る経費 4 検査登録に係る経費 5 自動車リサイクル料 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率：定額 ・補助限度額：950万円 	
			付属品	<ul style="list-style-type: none"> ・カーナビゲーション ・ETC車載器 ・バックモニター ・ドライブレコーダー 		
			カーラッピング	<p>両側面及び後方に「高知県」「キッチンカー」を明記し、啓発につながる外装デザインに要する経費</p>		
			キッチン調理設備			<p>【営業許可取得に必要なとなる設備】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 換気扇 2 シンク 3 給排水設備 4 タンク(給水、排水) 5 間仕切り(床、壁、天井含む) 6 冷蔵設備(冷蔵庫、冷凍庫) 7 扉付き収納棚 8 照明設備 9 提供窓 10 ドア 11 給湯器 12 その他必要となる設備 <p>【その他】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電源設備(発電機、バッテリー、太陽光パネル等) 2 外部電源入力口 3 コンセント 4 プレーカー 5 防火設備 6 作業台 7 看板設置に係る設備 8 提供窓部分に係る雨除け 9 調理用設備及び器具(加熱機器、保温機器、電子レンジ、炊飯器、その他調理器具) 10 災害時の生活環境の改善及び向上に資する装備